## 大台町障がい者活躍推進計画

	,
機関名	大台町
任命権者	大台町長、大台町教育委員会教育長
計画期間	令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間)
大台町及び大台町 教育委員会におけ る障がい者雇用に 関する課題	大台町及び大台町教育委員会においては、特例認定により、 両機関を合算し、任免状況通報を行っている。 令和5年度中において障がい者の退職が相次いだため、令 和6年6月1日時点において法定雇用率が未達成となった が、当該年度中に積極的な採用活動を行い、令和6年12月 31日時点では法定雇用率を達成するに至った。 今後も法定雇用率の達成を維持していくとともに、障がい 者である職員の活躍のため、さらなる体制整備や取組が必要 である。
目標	
(大台町)	
①採用に関する目 標	【実雇用率】当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	障がい者職員がやりがいを持って働ける環境づくりを促進し、不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法)毎年の任免状況通報の際、人事記録により把握、 進捗管理を行う。
(大台町教育委員会)	
①採用及び定着に 関する目標	大台町と連携して組織的な体制整備を行う。
取組内容	
①障がい者の活躍 を推進する体制整 備	<ul><li>○障害者雇用推進者として、総務課長及び大台町教育委員会子ども教育課長を選任する。</li><li>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁内掲示板等により周知する。</li></ul>

④その他	・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <ul><li>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</li></ul>
環境整備·人事管理	続的に必要な措置を講じる。  ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。  ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
③障がい者の活躍を推進するための	○相談窓口への相談のほか、人事評価の面談の際に障がい者 である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、継
②障がい者の活躍 の基本となる職務 の選定・創出	○障がい等により、従来の業務遂行が困難となった障がい者からの相談があった場合には、労働局に相談しつつ、遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か 月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資 格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門 向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。